

## 丹波篠山市競争入札参加者資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る競争入札に参加させる者の格付けに関して必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 資格審査は、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値(以下「経審総合評定値」という。)より行うものとする。

2 ISO(9000及び14000シリーズ)の両方又はどちらかを取得している事務所については、主観点8点を経審総合評定値に加算するものとする。

3 障害者雇用義務達成事務所又は障害者雇用義務がない事務所、障害者を雇用しているものについては、主観点8点を経審総合評定値に加算するものとする。

4 舗装工事は、経審総合評定値に加えて舗装工事関係職員及び所有機械届出書を提出させ、舗装工事関係職員の資格や舗装用機械の所有状況等舗装工事が適切に施工できるかを確認するものとする。

(格付け)

第3条 建設業者の格付けは、前条の規定に基づく審査により計算した経審総合評定値及び主観点に基づき、別表に定めるところにより、格付けをする。

2 格付けは、丹波篠山市一般競争(指名競争)入札等参加資格者名簿(建設工事)に登録された市内建設業者(以下「建設工事入札参加資格登録業者」という。)について行うものとする。

3 格付けは、半年に1度見直すものとする。

4 経審総合評定値の基準日は、毎年4月1日及び10月1日とし、その翌月1日の入札通知から適用する。

5 前項の規定にかかわらず、制限付一般競争入札に係るものは最新のものを基準とする。

(格付けの有効期限)

第4条 格付けの有効期限は、次の格付けが作成される日までとする。

(格付けの調整)

第5条 新規の建設工事入札参加資格登録業者は、第3条第1項の規定にかかわらず、当初の格付けを最低ランクとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、等級の格付けを調整することができる。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、丹波篠山市入札参加者審査会に諮って委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成14年6月1日から施行する。

(篠山市競争入札参加者資格審査基準の廃止)

2 篠山市競争入札参加者資格審査基準(平成12年篠山市訓令第8号)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則  
この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1. 土木工事の等級区分

格付	経審総合評定値＋主観点
A	750点以上
B	620点以上、750点未満
C	620点未満

2. 建築工事の等級区分

格付	経審総合評定値＋主観点
A	700点以上
B	700点未満

3. 舗装工事の等級区分

格付	経審総合評定値＋主観点
A	620点以上
B	620点未満